

## 条 例

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十八号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

「第三節 医療型児童発達支援

第一款 基本方針（第六十一条）

目次中 第二款 人員に関する基準（第六十二条・第六十三条）を「第三節

第三款 設備に関する基準（第六十四条）

第四款 運営に関する基準（第六十五条―第七十条）」

削除」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第

十一節 医療型児童発達支援センター（第二百三十三条―第二百三十六条）」を「第

十一節 削除」に、「第十五節 雑則（第二百五十九条）」を「第十五節 里親支

援センター（第二百五十九条―第二百六十四条）」に改める。

第二百六十五条）

第四条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第五条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下この章において同じ。）」に改める。

第九条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練」を「支援」に改める。

第十一条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の下に「（児童発達支援センター）であるものを除く。」を加える。

第二十三条第二項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体

不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十条第三項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第二十四条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十五条第一項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第二十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱方針）」を付し、同条第一項中「次条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第五項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）」に改め、「による評価」の下に「（以下この条において「保護者評価」という。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第二十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第二十六条の次に次の二条を加える。

第二十六条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第二十六条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすること

で、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(第二十七条第四項において「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。

第二十七条第二項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第四項中「課題、」の下に「第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第五項中「当たっては」の下に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第七項中「通所給付決定保護者」の下に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援(法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を提供する者」を加える。

第二十八条に次の一項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第三十条(見出しを含む。)中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第三十五条中「特例障害児通所給付費」の下に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第三十九条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第四十二条中「指定児童発達支援事業者」の下に「(治療を行うものを除く。)」を加える。

第四十九条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十六条第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第二章第三節を次のように改める。

### 第三節 削除

第六十一条から第七十条まで 削除

第七十一条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第七十四条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練」を「支援」に改める。

第七十九条第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第八十条の九中「(第四項及び第五項を除く。)」を「(第六項及び第七項を除く。)、第二十六条の二」に、「、第四十九条、第五十条」を「から第五十条まで」に、「、第五十二条から第五十四条まで及び第六十九条の二」を「及び第五十二条から第五十四条まで」に改め、「第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と」の下に「、同条第四項中「第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十六条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」とを、「省令第四十七条」と」の下に「、第四十八条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と」を加える。

第八十八条中「(第四項及び第五項を除く。)」を「(第四項を除く。)、第二十六条の三」に、「、第四十九条、第五十条」を「から第五十条まで」に改め、「第六十九条の二」を削り、「及び第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と」を「中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)」による評価(以下「訪問先施設評価」という。)」を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第二十七条第一項及び第二項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第四項中「第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第五項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、同条第六項から第八項まで及び第十項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と」に改め、「省令第四十七条」と」の下に「、第四十八条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と」を加える。

第九十一条第一項中「、第六十五条」を削り、同条第二項中「、第六十五条」を削り、「指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援」を「指定児童発達支援」に改め、「、指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第三項及び第四項中「、第六十五条」を削る。

第九十一条の二第二項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支

援事業者」に、「第二百五十九条」を「第二百六十五条」に改め、「第七十条」を削り、同条第二項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第九十四条第一項中「。」の下に「及び障害児（十五歳以上の障害児に限る。）が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下この章において「移行支援計画」という。）」を加える。

第一百一十一条第一項中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加え、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第十二条第二項中「この条」の下に「及び次条」を加え、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第五項中「当たっては」の下に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（移行支援計画の作成等）

第十二条の二 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況

の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第三項及び第五項から第七項までの規定は、第二項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第三項、第五項から第七項まで及び第九項並びに第二項及び第三項の規定は、第四項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

第百十三条中「前条」を「前二条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第百十六条（見出しを含む。）中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第百三十条に次の二項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第百四十二条第二項第一号中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加える。

第百四十七条中「以下」を「第二百二十四条において」に改める。

第百五十条中「指導」の下に「又は支援」を加える。

第百六十三条第一項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第百六十八条第二項中「福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第百七十八条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第百八十条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第八十六条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第八十九条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

第二百九条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第二百十二条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第四章第十節の節名を次のように改める。

#### 第十節 児童発達支援センター

第二百二十七条から第二百三十条までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第二百三十一条を次のように改める。

第二百三十一条 削除

第二百三十二条を次のように改める。

(心理学的及び精神医学的診査)

第二百三十二条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第四章第十一節を次のように改める。

#### 第十一節 削除

第二百三十三条から第二百三十六条まで 削除

第二百四十一条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第二百四十四条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第二百五十一条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第二百五十四条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第二百五十八条第二項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第四章第十五節中第二百五十九条を第二百六十五条とする。

第四章第十五節を第十六節とし、第十四節の次に次の一節を加える。

#### 第十五節 里親支援センター

(設備の基準)

第二百五十九条 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第二百六十条 里親支援センターに置くべき職員に係る基準は、省令第八十八条の六に規定する基準の例によることとする。

(里親支援センターの長の資格等)

第二百六十一条 里親支援センターの長の資格等に係る基準は、省令第八十八条の七に規定する基準の例によることとする。

(里親支援)

第二百六十二条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第二百六十三条 里親支援センターは、自らその行う法第四十四条の三第一項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第二百六十四条 里親支援センターの長は、県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四十九条第一項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。